



令和3年9月定例会

御杖村議会会議録

令和3年9月 7日開会

令和3年9月17日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（9月7日）	—1—
◎議事日程	—2—
◎本日の会議に付した事件	—2—
◎出席議員(8名)	—3—
◎欠席議員(0名)	—3—
◎会議録署名議員	—3—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	—3—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—3—
◎〔発言記録〕	—4—
◎開会及び開議の宣告	—4—
◎会議録署名人の指名	—4—
◎会期の決定	—4—
◎諸般の報告(議会運営委員会)	—4—
◎諸般の報告(例月出納検査)	—5—
◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)	—5—
◎行政報告	—5—
◎一般質問	—6—
張間議員「三峰山登山客用のトイレ設置について」	—6—
◎発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—7—
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号)) 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—8—
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第2号)) 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—9—
◎議案第28号御杖村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—9—
◎議案第29号御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—10—
◎議案第30号御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部をを 改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—11—
◎議案第31号御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—12—
◎議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—12—
◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—13—

◎議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第12)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—13—
◎議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—14—
◎議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—15—
◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和2年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、付託]	—15—
◎同意第7号教育長の任命につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	—19—
◎報告第2号継続費精算報告書について	
[上程、報告、質疑]	—20—
◎報告第3号令和2年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について	
[上程、報告、質疑]	—21—
◎散会の宣言	—23—
第2号（9月17日）	—25—
◎議事日程〔審議結果〕	—26—
◎本日の会議に付した事件	—26—
◎出席議員(8名)	—26—
◎欠席議員(0名)	—27—
◎会議録署名議員	—27—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—27—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—27—
[発言記録]	—28—
◎開議の宣言	—28—
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第2号))	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—28—
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))	
[討論、採決]	—28—
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第2号))	
[討論、採決]	—29—

◎議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について	
[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]	—29—
◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について、議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2)の議定について、議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—30—
◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第12)の議定について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—32—
◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和2年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—32—
◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—33—
◎認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—33—
◎認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—34—
◎認定第4号令和2年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—34—
◎認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—34—
◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—35—
◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—35—
◎閉議及び閉会の宣言	—35—
◎議事録署名	—37—

(令和3年9月7日)

令和3年9月御杖村議会定例会(第1号)

令和3年9月7日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	8月27日
・例月出納検査	5月・6月・7月分
・奈良県広域消防組合議会	7月27日臨時会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 発議第2号〔原案可決〕

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

第7 承認第4号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

第8 承認第5号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

第9 議案第28号〔原案可決〕

御杖村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第29号〔原案可決〕

御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第30号〔原案可決〕

御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部を改正する
条例の制定について

第12 議案第31号〔原案可決〕

御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する条例の制定について

第13 議案第32号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について

第14 議案第33号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

第15 議案第34号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

第16 議案第35号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第17 議案第36号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村介護会計補正予算(第1号)の議定について

第18 認定第1号〔予算決算委員会付託〕

令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定第2号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第20 認定第3号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第21 認定第4号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について

第22 認定第5号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第23 同意第7号 [原案同意]

教育長の任命につき同意を求めることについて

第24 報告第2号 [報告済]

継続費精算報告書について

第25 報告第3号 [報告済]

御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	吉田俊弘君	副議長	松岡一生君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
6番	山岡隆良君	8番	木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

6番 山岡隆良君 7番 松岡一生君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前11時46分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さんおはようございます。本日の9月定例会をご案内させていただきましたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、令和3年9月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田俊弘君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。御杖村会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、6番山岡隆良君、7番松岡一生君を指名します。

◎会期の決定

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、8月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、古川芳明君。

○委員長(古川芳明君):議長。4番古川。

○議長(吉田俊弘君):古川芳明君。

○委員長(古川芳明君):それでは、議会運営委員会の報告を行います。先般、8月27日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、9月定例会の運営について協議いたしました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、9月7日から17日までの11日間とし、全員協議会を8日、むらづくり委員会を10日、予算決算委員会を14日、続会議を17日とそれぞれ決定し、いずれも午前10時の開会としました。また一般質問については、通告締め切りを9月1日とし、質問日は、9月7日、本日の開会日と決定いた

しました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、議案第32号をむらづくり委員会へ、専決を含む補正予算6件及び決算認定5件は予算決算委員会へそれぞれ付託し、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回12月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(吉田俊弘君):次に、監査委員より例月出納検査について、5月から7月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、7月27日開催されました奈良県広域消防組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、古川芳明君。

○4番(古川芳明君):はい、4番、古川。

○4番(古川芳明君):令和3年奈良県広域消防組合第1回臨時会の報告を致します。去る、7月27日橿原市広域消防組合本部に於いて午後2時から全員協議会が開催され、出席議員の中で私古川が最年長とのことで、座長に指名され全員協議会及び仮議席の指定、議会議長の選挙まで議事進行を務め、午後3時から本会議が開催されました。付議された案件は、日程第1仮議席の指定、日程第2議会議長の選挙、日程第3議席の指定、日程第4会期の指定、日程第5会議録署名議員の指名、日程第6議会副議長の選挙について、日程第7議長諸報告、日程第8管理者行政報告、日程第9損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、日程第10令和2年度奈良県広域消防組一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について、日程第11令和3年度奈良県広域消防組一般会計補正予算第1号について、日程第12財産の取得について、これはパソコンにかかっているものです。日程第13財産の取得について、高規格救急自動車取得について、日程第14科学消防ポンプの取得について、日程第15救助工作車の取得について、日程第16監査委員議会選出の選任につき同意を求めることについて、以上、議事日程に従い慎重審議の結果全会一致で可決し広域消防組合第1回臨時会が15時50分に閉会いたしました。以上令和3年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):9月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。政府は、13都府県に出していましたが緊急事態宣言に8道県を追加し、計21都道府県を対象としました。また、まん延防止等重点措置も4県が追加され12県へと拡大されました。大阪など都市部を中心に爆発的な勢いで感染者が増加し、奈良県でも感染者が急増しています。感染者の多くは、デルタ株に感染していると言われており、このウイルスは感染力が強く、入院が必要となる率が高いとされています。前回6月定例会の行政報告において、県内の入院病床占有率を33%と報告いたしましたが、9月1日時点では、70%と倍増しています。新規感染者を年代別で見ますと、20歳代が最も多く、感染者の多くは、65歳未満のワクチン未接種者となっていることから、ワクチン接種の必要性は否定できないと考えます。このような状況の中、本村のワクチン接種状況ですが、若年層も含め申込みがあった方については、既に2回目の接種を全員終えています。これを、申込みされていない方も含めた全村民で見ますと、接種率は、65歳以上では90.3%、12歳から64歳では78.4%となっています。ワクチン接種の必要性をご理解いただき一人でも多くの村民の方に受けていただくよう、引き続き対応してまいりたいと思います。コロナ対策においては、8月の中旬に全世帯に向けた、ゴミ袋の配布を行いました。感染拡大防止のために、今しばらくご協力をいただきたいと思います。また、全ての住宅に設置が義務付けられている火災警報器について、平成23年に希望する世帯に対して、機器の設置支援をおこなっております。それから10年が経過し、機器交換の目安となっていますことから、再度設置支援をおこないたいと思います。コロナの影響で、ご家庭で過ごされる時間も増えていると思われれます。安全安心なむらづくりに努めてまいります。今回ご提案している補正予算においても、新たなコロナ対策事業をご提案しております。ご審議賜りますようお願い申し上げます。次に、9月の広報紙にも掲載させていただきましたが、御杖中学校生徒の活躍についてご報告させていただきます。8月6日から7日にかけて神戸市で行われました近畿中学校総合体育大会において陸上競技・女子円盤投げの部で、小田愛央(おた まひろ)さんが、3年生も含まれる近畿各府県の代表17人の強豪を押さえ、2年生ながら見事優勝されました。本村のような小規模学校の生徒であっても、このような大きな大会で優勝されたことは、本村に大きな喜びと希望を与えてくれました。心からお祝いを申し上げますとともに、なお一層の活躍を期待するものです。また、改修を進めていました統合校舎も完成し、9月1日から運営されています。新校舎で行われる小中一貫教育の中で、御杖村の子どもたちが日々躍動し、大きく成長することを願うものです。最後に、本定例会には、決算認定をはじめ、条例の改廃や補正予算、人事案件等、19件をご提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

張間議員「三峰山登山客用のトイレ設置について」

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。1番張間議員。

○1番(張間裕子君):はい。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○1番(張間裕子君):1番、張間。

○1番(張間裕子君):それでは、議長の許可を得ましたので村長に対して、質問をさせていただきます。私事ではありますが、6年前に御杖村に移住することを決断し、現在に至っております。趣味でもあります登山をする中において、三峰山は日本三百名山の一つにも数えられ、一年中登山を楽しめる県下でも有数の山です。私はこの自然環境豊かな三峰山の魅力にみせられて移住を決めた一人です。ただ残念なことに、登山客に対してのトイレの整備が十分行き届いていない部分があるのではないかと感じましたので、この質問をさせていただきます。先月の全協でも質問させて頂きました不動の滝付近にありますバイオトイレも、現在は機能を果たしておらず、使用できない状態となっております。登山をされる方は、1年を通して三峰山を訪れ年々増加傾向にあります。今現状では、迎え入れる観光施設として問題があるのではと思います。登山をされる方、また、不動の滝に行かれる方等、すべての方を考慮すると、旅行村入口の駐車場内に新たにトイレを設置することが望ましいと考えます。私も登山をしますが、どこへ行っても大概、入口駐車場内にトイレがあります。また、不動の滝のように奥の方にあるよりも、登山客も利用しやすく、管理もしやすいと思います。御杖村を訪れる方にもっと喜んで頂けるように、どうかご検討の程、宜しくお願いいたします。以上、村長のご回答よろしく申し上げます。この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長(吉田俊弘君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):不動滝トイレにつきましては、平成18年度に奈良県がトイレ整備を実施されたもので、汚水を浄化し、洗浄水として再利用する浄化処理システムとなっており、環境面への配慮がなされていますが、維持管理をしていく上では洗浄水の水量の不足によりトイレが詰まりやすく、誰もが気持ちよくご利用いただけるきれいなトイレとしての管理は困難な状態にあります。そのような中、施設所有者である奈良県の担当者にも現地を確認いただき、トイレが適切に利用できるようにするため、不動滝トイレの改修、移転等を含め、その対策について協議を重ねているところであります。張間議員が言われる三峰山の登山者や不動の滝の観光客が気持ちよく利用できるトイレの環境整備は、観光振興を進めるうえでとても重要なことだと考えております。そのためのトイレ整備に向け、奈良県が実施主体になるか、村が実施主体になるかはともかく、まず奈良県の自然環境整備計画に搭載し、整備方針については奈良県とも協議し、なるべく早くに実施できるよう検討して参ります。トイレ整備が完了するまでの間は、みつえ青少年旅行村のトイレをご利用いただくように、ゲート付近に案内板を設置し、登山客や観光客への周知を図りたいと思います。

○議長(吉田俊弘君):張間議員。

○1番(張間裕子君):はい議長、1番張間。利便性が良く管理しやすい場所に設置していただきますようお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):これで、一般質問を終わります。

◎発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

[上程、説明、質疑、討論、採択]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題と致します。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件といたします。趣旨説明を求めます。提出議員、松岡一生君。

○7番(松岡一生君):はい。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○7番(松岡一生君):7番松岡。それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。この意見書につきましては、議員4名による提案でございますが、代表して私の方から、趣旨説明を申し上げさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実が必要なことから、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、財源の確保・充実を要望する意見書を本村議会として可決し、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し提出を致したいと思っております。以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第2号を議題と致します。本案について、提出の理由を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに、354万5千円を追加し、補正後の総額を26億3,835万2千円とするものです。新型コロナウイルスワクチンの休日接種における接種費用の上乗せ分や、低所得の子育て世帯に対する生活支援給付となっています。早期着手のため、去る7月6日に補正予算の専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものでございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第7承認第4号専決処分の承認を求めることについては、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入歳出それぞれに154万円を追加し、補正後の総額を1億2,277万8千円とするものです。内容は、県の補助事業を活用してウイルス遺伝子の検査機器を購入するものです。早期着手のため、去る7月6日に補正予算の専決処分をさせていただきましたので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第8承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第28号御杖村個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について
[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9議案第28号御杖村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、9月1日に施行されますデジタル社会の形成を図

るための関係法律の整備に関する法律や、その他デジタル改革関連法により改正される諸法律を、本条例で引用していることから、法律の改正に合わせて改正を行うものです。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。ご説明申し上げます。平成15年に制定されました、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されることとなりますが、本条例の第2条第1号で引用していることから、統合後の法律名称及び条項に改めるものでございます。また、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律で規定しております情報提供ネットワークシステムの設置者が、総務大臣から内閣総理大臣に改められたことに伴いまして、条例の中で規定しております箇所を改正するものでございます。以上の改正を行いまして、公布の日から施行したいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第9議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第28号御杖村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10議案第29号御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、マイナンバーカードに関する手続の見直しや、マイナンバー法が改正されたことにより、村が徴収していた手数料の廃止が必要となったことから改正を行うものです。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):片岡住民生活課長。

○住民生活課長課長(片岡保昌君):はい。それでは、議案第29号御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付手数料については、これまで村が申請者から手数料を徴収しまして歳入とし、同じ額を交付金として地方公共団体情報システム機構に支払いをしてきましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、手数料の徴収についても地方公共団体情報システム機構が行うこととなったことから、本条例の第2条第24号

及び第25号を削るものでございます。また、行政不服審査法に関する手数料につきまして行政手続等における情報通信の技術の活用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に名称変更されたことに伴い、文言整理等の改正を行うものでございます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第10議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第29号御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11議案第30号御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件とします。本案については、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が新たに施行されたことから、新過疎法に沿って条例の改正を行い、村内における産業の振興と雇用機会の拡充を図るものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君):はい。議案第30号御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。新過疎法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴いまして、条例名、及び内容の改正を行うものでございます。内容といたしましては、新たに固定資産税の課税免除の適用を受ける業種に情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等が追加されました。対象となる資産の取得価額が資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げられることとなります。また対象となる設備投資の建物等につきましては増築、改築、修繕または模様替えのための工事が含まれることとなります。なお、御杖村過疎地域持続的発展計画に記載することによりまして、課税免除による税減収分の75%につきましては交付税で補填を受けられることとなります。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第11議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第30号御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12議案第31号御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、現在、御杖村子ども医療費助成条例に基づき子どもの医療費助成を行っていることから、旧制度となっている本条例の廃止を行うものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君):はい。議案第31号御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する条例の制定につきまして、説明させていただきます。奈良県の福祉医療費助成制度の名称変更により、乳幼児医療費助成条例を子ども医療費助成条例へ全部改正する条例を令和元年12月定例議会において可決していただきましたが、子育て支援医療費助成制度も子ども医療費助成制度に統合されたことにより、条例の廃止を行うものでございます。以上 ご審議、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長よりの提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより採決を行います。日程第12議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第31号御杖村子育て支援医療費助成条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案について、ご説明申し上げます。過疎地域にかかる特別措置法としては第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、4月1日に施行されたことから、本村の持続的発展計画を新たに作成しましたので、特別措置法第8条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第13議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに8,213万5千円を追加し、補正後の総額を27億2,048万7千円とするものでございます。主な内容ですが、前年度繰越金の増額による調整を行ったことと、新型コロナ対策にかかる支援施策を追加するものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第15議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定について議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、前年度繰越金の増額分を一般会計繰入金で減額するものでございます。歳入予算の中で調整したことから、総額での増減はないものです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第16議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、先ず事業勘定については、前年度繰越金の増額分を基金繰入金で減額する調整を行ったものです。また診療施設勘定は、新たに国庫補助金を受けることとなったことから、その金額分を一般会計繰入金で減額したものでございます。両勘定とも、歳入予算内での増減調整を行ったもので総額での増減はありません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算
(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第17議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(吉田俊弘君):はい。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに2,573万1千円を追加し、補正後の総額を4億6,126万円とするものです。内容は、歳入では前年度からの繰越金を増額し、歳出においては、国県への返還金の計上と、予防サービス給付費の増額を行っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第17議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定
について、認定第2号御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、認定第3号御杖村国民健康保険特
別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号御杖村介
護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号
御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

[一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括付託]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第18、認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第4号令和2年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、令和2年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。まずは、一般会計について、説明を求めます。伊藤村長。

○**村長(伊藤収宜君)**:議長。本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和2年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。決算の額でございますが、歳入総額30億870万9,928円、歳出総額28億407万3,424円、差引額2億463万6,504円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億81万1,504円となりました。詳細については、会計管理者が説明を申し上げます。

○**議長(吉田俊弘君)**:今井会計管理者。

○**会計管理者(今井智君)**:はい。議長。失礼します。令和2年度一般会計決算について、本日提案致しました概要につきまして、皆様に、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧下さい。1、一般会計決算の概要予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和2年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の95ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額30億870万9,928円、歳出総額28億407万3,424円、収支差引額2億463万6,504円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源382万5千円を差し引いた、2億81万1,504円の黒字となりました。歳入決算の状況について令和2年度の歳入総額は、30億870万9千円で、前年度と比較して3億9,341万6千円増加しています。歳入の主な内訳は、地方交付税12億6,182万9千円、構成比41.9%、国・県支出金8億4,614万6千円、同28.1%、村債4億8,210万円、同16.0%、繰越金1億5,815万6千円、同5.3%、村税1億968万5千円、同3.7%等となっています。詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させて頂きます。これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億968万5千円、対前年度465万1千円、4.4%の増額となりました。個人村民税については、給与所得者の減少により、8万8千円、0.2%の減額となり、固定資産税については、太陽光パネルの設置に伴う償却資産の増加により、484万3千円、8.5%の増額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表村税決算の状況のとおりでございます。地方譲与税は、5,422万円で、前年度に比べて956万3千円、21.4%の増額となりました。森林環境譲与税については、2,132万6千円の交付を受け、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、充当した事業等については、第3表のとおりとなっております。4ページをご覧下さい。地方消費税交付金は3,292万8千円で、前年度に比べて603万9千円、22.5%の増額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は1,761万9千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第4表のとおりです。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて12億6,182万9千円で、前年度に比べて5,541万の増額となりました。普通交付税については、地域社会再生事業費の創設により、人口減少が全国平均を上回り、少子高齢化が進行している団体に割増し交付されたため、5,735万6千円の増額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は3,200万円を借り入れしました。分担金及び負担金は、事業ごとの分担金の減によって46万7千円、56.8%の減額となりました。使用料及び手数料は、公営住宅使用料等の増加により、106万7千円、4.6%の増額となりました。国・県支出金は総額8億4,614万6千円で、対前年度4億9,787万円、143.0%の増額となりました。統合学校施設整備事業補助金の増額及び特別定額給付金給付事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等新型コロナウイルス対策関連補助金の交付などが主な増額要因です。国・県支出金のうち主なも

のは、第5表に列記したとおりです。財産収入は、846万2千円で、前年度に比べて278万4千円、24.8%の減額となりました。令和元年度のスクールバス、村内交通バスの売払収入の減が主な減額要因です。令和2年度末における基金の現金保有残高は33億127万3千円で、各基金の内訳は、6ページの第6表のとおりです。繰越金は、1億5,815万6千円で、対前年度1億8,959万9千円、54.5%の減額となっています。諸収入は、1,226万5千円で対前年度2,469万2千円、66.8%の減額となりました。前年度の弁償金及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金の減額が主な要因となっています。村債は、借入総額で、4億8,210万円で、対前年度比較では、3,550万円、7.9%の増額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、統合学校施設の建設費や橋梁長寿命化修繕事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、4億4,740万円の借入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、後年度交付税算入100%については、3,200万円の借入れを行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収分の補てんとして、270万円の減収補てん債の借入れを行いました。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債4億4,740万円、臨時財政対策債3,200万円、減収補てん債270万円。7ページをご覧ください。歳出決算の状況について、令和2年度の歳出総額は28億407万4千円で、前年度と比較して3億4,693万7千円、14.1%の増となりました。目的別決算の主な内訳は、第7表のとおり、総務費7億6,469万3千円、構成比27.3%、教育費6億1,231万9千円、同21.8%、民生費4億239万7千円、同14.4%、土木費2億7,714万円、同9.9%となりました。前年度決算と比較して増額となった項目では、教育費が統合学校施設整備等により、3億6,257万8千円、145.2%の増、土木費が村道改良事業、村道舗装補修事業、河川の維持改修等により、4,672万5千円、20.3%の増、商工費が事業継続支援金交付事業等により、1,564万9千円、10.8%の増、衛生費がマスク等感染予防品配布事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等により、843万6千円の増となりました。一方、減額となった項目については、民生費が保健福祉センター空調改修の減少により5,178万4千円、11.4%の減少となり、消防費が消防ポンプ車両の更新等の減少によって、2,073万9千円、16.2%の減少、災害復旧費については令和2年度においては対象となる規模の災害がなかったため、1,291万8千円、100%の減少、総務費がこまどりケーブル光化事業の減等により666万6千円、0.9%の減少となりました。9ページをご覧ください。性質別決算の主な内訳は、第8表のとおり、普通建設事業費8億4,138万1千円、構成比30.0%、補助費5億2,379万7千円、同18.7%、人件費4億5,435万5千円、同16.2%、物件費が2億5,049万3千円、同8.9%、繰出金が2億575万4千円、同7.4%等となっています。前年度決算額と比較しますと、人件費は、会計年度任用職員制度の開始により物件費として計上していた賃金が廃止され、報酬又は給料として人件費に計上されることになったことなどが主な要因となり、1,010万5千円、2.3%の増額となりました。物件費は、上記人件費の説明のとおり、賃金が廃止されたこと、ホームページ更新の減等によって、1,532万2千円、5.8%の減額となりました。扶助費は、自立支援医療費等の増額によって、441万8千円、4.0%の増額となりました。10ページをご覧ください。補助費は、特別定額給付金給付事業及び地域振興券発行事業の実施等により、1億8,811万8千円、56.0%の増額となりました。一部事務組合への負担金は、東宇陀環境衛生組合負担金の増額等により、全体では893万円、0.7%の増額となりました。主な補助費の内訳は第9表のとおりです。投資及び出資金、貸付金は、株式会社みつえへの出資等により、1,900万円、1,900%の増額となりました。積立金は、財政調整基金への積立額の減少等により、1億2,751万5千円、39.6%の減額となりました。繰出金は、2億575万4千円で、対前年度2,079万2千円、11.2%の増額となりました。普通建設事業につきましては、統合学校整備事業をはじめとして、橋梁長寿

命化修繕事業、道路改良事業、道路維持補修事業等、地域基盤の整備に8億4,138万1千円の投資を行いました。前年度に比べて、2億5,221万5千円、42.8%増加しています。また、災害復旧事業費は災害がありませんでしたので、1,291万8千円の減額となります。普通建設事業の主な事業は、第10表のとおりです。以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書等をご覧いただき、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和2年度の簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の以上4会計の歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございます。詳細については、会計管理者が説明を行います。

○議長(吉田俊弘君):今井会計管理者。

○会計管理者(今井智君):はい、議長。失礼します。令和2年度特別会計決算につきまして決算の内容に関する説明書12ページをご覧下さい。第11表のとおり、特別会計決算の状況でございます。2、特別会計決算の概要、特別会計の決算状況。簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億2,493万6千円、歳出総額1億2,478万7千円、収支差引額は14万9千円となりました。前年度との比較では、歳出において、桃俣配水管更新事業費の増加、非常電源装置の設置、浄水場の計測機器の更新等により749万円の増額となりました。一般会計からの繰入金も、前年度に比べて53万1千円の減額となりました。次のページをご覧ください。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億4,189万7千円、歳出総額は、2億3,654万9千円、収支差引額は534万8千円となりました。前年度との比較では、歳出において療養給付費等が減額となり、1,823万5千円の減額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,492万7千円、歳出総額9,482万9千円、収支差引額は9万8千円となりました。前年度に比べて歳出では、更新した医療機器の金額の減、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少に伴う医薬品等の仕入額の減、更には地方債の償還額の減等により、733万3千円の減額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額4億3,320万3千円、歳出総額4億811万8千円、収支差引額は2,508万5千円となりました。前年度に比べて歳出では、介護保険事業計画の策定費用、保険給付費の増、介護給付費国庫交付金の返還金の増により2,480万7千円の増額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額3,785万8千円、歳出総額3,782万4千円、収支差引額は3万4千円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金の増に伴い、99万5千円の増額となりました。なお、最後に14ページ村債の状況について説明させていただきます。村債の目的別の増減及び現在高の状況は第12表のとおりです。令和元年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて22億236万2千円でしたが、令和2年度中に、普通建設事業等の財源として地方債5億2,170万円の借入れを行い、一方既に借りている村債について、2億1,890万9千円の元金償還を行った結果、令和2年度末の借入現在高は25億515万3千円となり、前年度と比較して3億279万1千円、13.8%増加しました。地方債の借入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めております。以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ここで、令和2年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。木村監査委員。

○8番(木村忠雄君):議長、8番木村。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○8番(木村忠雄君):決算審査報告。お手元の令和2年度御杖村一般会計特別会計の決算審査意見書をご覧くださいと思います。この決算審査につきましては、去る8月18日に、片桐監査委員とともに審査を実施させて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂き、7ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。令和2年度決算審査結論。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の令和2年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。日本の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、先行きについても、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されております。本村においても、村民の新型コロナウイルス感染への不安や全国に発令された緊急事態宣言により、不用不急の外出自粛・帰省や旅行を控える移動自粛に伴い、観光関連施設の休業、イベントの中止、農産物や飲食業の売り上げ減少などの影響があったが、村民生活支援として特別定額給付金の支給、地域振興券及び新型コロナウイルス感染予防品の配布、村内事業者の支援を含む地域経済対策や新しい生活様式への対応の取り組みが実施された。引き続き、国の施策を注視しながら、村民の安全安心な生活への対応や地域経済対策の力強い取り組みを期待する。本村は、財源の大半を地方交付税に依存しており、今後も、人口減少に伴う交付税の減額が予想されることから、限られた財源を効果的に活用した施策を推進し、先例や慣例にとらわれることなく柔軟に対応され、効果的、効率的な予算の執行に努められたい。最後に、令和2年度から開始した第4次長期総合計画の着実な推進と、目指す村の将来像の実現に向け、3つの基本目標に掲げるむらづくり施策に、村長はじめ職員が一丸となって取り組みを実行されるようお願いし、令和2年度決算審査の結論とする。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):木村議員ありがとうございました。ただ今、当局より説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから決算第5議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。各会計決算の認定議案についても、議会運営委員会の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第18認定第1号から日程第22認定第5号までの令和2年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第7号教育長の任命につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第23同意第7号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。本案につきましては、現職丸山教育長が9月30日に任期満了となります。その後任として、大字神末の鈴木泰弘氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。鈴木氏は、県内の各小学校で教鞭をとられ、平成23年からは宇陀市室生にて教頭、平成26年からは御杖小学校教頭、平成28年からは御杖中学校校長を歴任され、平成30年3月、定年により現場を退かれておられます。小中学校の両現場で豊富な経験を持たれ、また後輩教諭からの信頼も厚いと聞き及んでおります。統合校舎も完成し、本村の小中一貫教育が再スタートを切る中において、氏の人格と識見は、教育長としてこの上ない人材であると確信しております。よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては、就任から3年間となります。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第23同意第7号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第23同意第7号教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第2号継続費精算報告書について

[上程、説明、質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第24報告第2号継続費精算報告書についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。中村教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):本案につきましては、令和元年度から2年度に継続費予算を組みました統合校舎施設整備実施設計業務について、その継続年度を終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告を行うものです。令和2年度御杖村継続費精算報告書にもとづきまして、報告をさせていただきます。報告書の文字が大変小さくて申し訳ございません。この予算につきましては、令和元年6月の議会で補正予算を組ませていただきまして、総額5,990万円の予算を持たせていただきました。そして、公募型プロポーザル方式の設計提案に3社が参加していただきまして業者決定を行いまして、株式会社榎谷設計と決めさせていただきまして、令和元年9月から令和2年6月まで約10ヶ月の期間を掛けて設計を行いました。実績欄に上げさせていただいておりますように実績額が、令和元年度が3,711万4千円、令和2年度が1,891万6千700円、合わせまして5,603万700円での精算となりました。財源と致しましては、この表に示させていただいておりますように、ほぼ100%に近い額が過疎対策債を充当するこ

とができました。この設計業務委託に関しましては、設計はもとよりエレベーター増設の地質調査費、また建築確認申請に必要な敷地測量費、こういった費用も含まれております。以上、継続費の精算報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第24報告第2号継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第3号令和2年度御杖村教育委員会の権限に属する事務 の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

[上程、説明、質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第25報告第3号令和2年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。丸山教育長。

○教育長(丸山栄君):議長。失礼致します。それでは、私の方からご報告をさせていただきたいと思っております。皆さんのお手元に資料がございますけれども、それも観ながら聞いていただければありがたいと思っております。御杖村教育委員会では、御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育、社会教育及び社会体育、文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しております。この点検および評価を行うに当たって、教育委員会において、委員による点検、評価を実施し、また、第三者による評価、検証をいただきました。大項目として、教育委員の活動、教育委員会が管理執行する事務事業の総務、学校教育関係、社会教育、文化、社会体育関係、総務管理に大別し、中項目では、教育委員の活動を5項目、総務、学校教育関係を7項目、社会教育、文化、社会体育関係を12項目、総務管理を1項目にまとめています。小項目ごとに、点検、評価を行っておりますが、A 評価38、B 評価7の評価とコロナウイルス感染防止から中止となり、評価できない3項目とさせていただきます。報告書の中身が主要施策の成果に関する報告書と重複するものが多くございますので、主に学校運営を中心とした事業の推進の観点からご説明申し上げたいと思っております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対応によりまして、学校運営や、種々の行事等に中止や規模縮小といった制約がかかる状況ではありましたが、徹底した指導、助言を行い、感染防止に努めることができました。臨時休業措置を執らざるを得ない時期もございましたが、最小限の休校期間に留め、夏期休業期間を短縮して、履修時間の確保を図ってまいりました。教育委員会では、小学校と中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の規範意識の確立と学力の向上を目指して、小中一貫教育を進めてまいりましたが、懸案でありますこの拠点となる施設として仮校舎への中学校のスムーズな移転や統合校舎整備を、施設整備計画に沿って進め令和3年9月1日の統合校舎開校に向けて事業を推進いたしました。また、学校現場では、児童、生徒の基礎学力の向上を目指すために中学校の教員が、その専門性を活かして小学生に授業を行う部分的教科担任制を見据えた乗り入れ授業の実施、職員研修の一体運営、学習面、生活面の規範意識を高めるということで、授業中、家庭学習、学校生活での決まりやルールの検討、児童、生徒、教職員

の交流を活性化する施設統合に向けた組織や運営のすり合わせを前年度に引き続き行ってきました。総合教育会議におきましても、村長より、教員定数、小中一貫教育等の進め方について等様々な助言を受けながら取り組みを進めてまいりました。小学校においては学級編成の基準では、複式学級の対象となりますが、この複式学級を解消し、単式学級とするために、村費講師を雇用するとともに、県費の加配教員をもって、単式学級による体制を維持することができました。ただ今後とも講師の人材確保が大きな課題となっています。一方、中学校における教職員について、国の基準定数では教科別の教員や事務職員に不足を生じることから、県費の加配を強く働きかけ、年度末に現有数の教職員を令和3年度も配置できるようにすると共に、学校運営に支障をきたさないよう務めました。また、特別支援教育の充実を図るため、教員免許を有する支援員を小学校へ配置することで、障がいのある児童や見守り等の支援を必要とする児童への個々の実態に応じたきめ細やかな学習支援等を行うことができました。教育委員の活動については、コロナウイルス感染防止対策による、行事の規模縮小等のなかで、研鑽を深めるとともに、小中学校への訪問も機会あるごとに実施し、実態把握に努め、教職員との対話を密に行い、学校支援を進めてまいりました。また、曽爾村との共同設置の教育指導主事につきましては、小中一貫教育をはじめとした教育内容の充実といじめや人権侵害のない開かれた学校の創造に向けまして、その専門性を活かし、的確な学校への指導また学校運営の助言に努めてもらいました。学校 ICT 教育につきましては、国の GIGA スクール構想に対応し、一人一台のパソコンを導入するとともに、新型コロナウイルス感染防止対応もあり、休校による在宅でのオンライン授業への教育環境の整備にも努めました。また、設置が義務化されるコミュニティスクール、学校運営協議会を立ち上げ、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりに務めました。次に、社会教育、人権教育、公民館教室、社会体育については、高齢化、人口減少の中で、従来の各種事業も参加者の減少や、固定化といった問題が顕著であり、また、加えて新たな課題として収束が見通せない状況下での新型コロナウイルス感染防止対策による行事の中止、規模縮小が求める中での内容等、今後のあり方を再度検討することが求められております。伊勢本街道の整備に向け、年次計画の立案し、令和3年度に鞍取、桜両峠の測量業務を行うため国、県への補助金の申請を行い事業展開の準備に取り組みました。次に、地域学校パートナーシップ事業については、ふるさとを知り、地域に学ぶ学習を通して、自然、歴史、文化の理解を深めることができるとともに、生徒の学習支援や放課後一時預かり事業と連携した事業展開も行われ、学校支援コーディネーターの活用により、地域ボランティアの支援、協力を充実、効率化し、地域と共にある学校づくりを進めることができました。また、放課後児童一時預かり事業については、春期、夏期、冬期休業期間中についても昨年度に引き続き拡大し実施するとともに、学校の夏期休業中から体験交流館へ場所を移し、スクールバスの運行による交通手段の確保、指導員の積極的な取り組みによりまして、参加者も増加し、保護者への子育て支援を行うことができました。最後のページに、第三者による評価を学校評議委員の青海久子氏にいただきましたので、添付させていただいております。つきましては、いただいた評価を参考に取り組みを進めて参りたいと考えております。以上報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第25号報告第

3号令和2年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価の報告について終わります。

◎散会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は9月17日金曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これで散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時46分散会)

(令和3年9月17日)

令和3年9月御杖村議会定例会(第2号)

令和3年9月17日(金)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 承認第4号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))
- 第2 承認第5号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 第3 議案第32号〔原案可決〕
御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第4 議案第33号〔原案可決〕
令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について
- 第5 議案第34号〔原案可決〕
令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第6 議案第35号〔原案可決〕
令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第7 議案第36号〔原案可決〕
令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 第8 認定第1号〔原案認定〕
令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第2号〔原案認定〕
令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第3号〔原案認定〕
令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第4号〔原案認定〕
令和2年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第5号〔原案認定〕
令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 発委第5号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第14 発委第6号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	吉田俊弘君	副議長	松岡一生君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
6番	山岡隆良君	8番	木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

6番 山岡隆良君 7番 松岡一生君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前10時30分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さん、ご苦勞様でございます。本日の9月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(吉田俊弘君):先ず、日程第1、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第2号、日程第2、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の2件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○8番(木村忠雄君):議長、8番。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○8番(木村忠雄君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第4号及び承認第5号につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る9月7日の本会議におきまして、専決処分による補正予算2件及び補正予算4件、決算認定5件の合計11件の案件が付託されたことにより、9月14日に予算決算委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第4号及び承認第5号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第4号・承認第5号ともに、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):議長 木村委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第1、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第2号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第2承認第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定について

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3、議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。本案件につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○6番(山岡隆良君):むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第32号につきまして、その審査の経緯と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る9月7日の本会議におきまして、議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定についてが付託されたことにより、9月10日にむらづくり委員会を開催いたしまし

た。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、委員よりむらづくりに関する提案など多くの質疑が行われましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第32号御杖村過疎地域持続的発展計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について、議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4、議案33号令和3年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定について、日程第5、議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定について、日程第6、議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第7、議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について以上の4件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○8番(木村忠雄君):8番木村。

○8番(木村忠雄君): それでは、議案第33号から議案第36号の補正予算4件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、特に一般会計補正予算について、株式会社みつえの決算書の提出をもとめるなど、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきまし

たが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算4件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):木村委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第4、議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第33号令和3年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5、議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第34号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6、議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第35号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7、議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第7議案第36号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第36号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の 認定について、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について、認定第4号令和2年度御杖村介護保険 特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和 2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8、認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について、日程第11、認定第4号令和2年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。本件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○8番(木村忠雄君):議長、8番。

○8番(木村忠雄君):それでは、認定第1号から認定第5号の各会計歳入歳出決算認定の5件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全5会計を一括議題とし、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、全5会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):木村委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第8、認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第8認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、認定第1号令和2年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9、認定第2号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第9認定第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、認定第2号・令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10、認定第3号・令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第10認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程10、認定第3号・令和2年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号令和2年度御杖村介護保健特別会計歳入 歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11、認定第4号令和2年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第11認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程11、認定第4号令和2年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12、認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第12認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12認定第5号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13発委第5号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14発委第6号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和3年9月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時30分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 吉田俊弘

御杖村議会議員 山岡隆良

御杖村議会議員 松岡一生